

船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金

水害の軽減と水循環系の再生を目指し、雨水の流出を抑える施策を進めています

市では河川や下水道の整備に加え、公共施設への貯留施設や、雨水浸透ますの設置等の事業を積極的に行っておりますが、市民の皆様にも、浸透ますの設置をお願いし、**行政および市民協働**で雨に強いまちづくりをめざしています。

設置していただきたい施設

1. 雨水浸透ます

雨水が一度に下水道管や河川へ流れ出ないよう設置するもので、浸水被害の軽減や、湧水を増やす働きがあります。

- ・ **浸透可能区域内**で設置できます
(区域についてはお問い合わせください。)
- ・ ますの大きさは**内径 30cm 以上**としてください。
- ・ 宅地 1 区画あたり **2 基以上**設置してください。

2. 雨どい取付型雨水貯留タンク

雨水を貯めて庭の散水などに利用でき、節水になります。また、災害時の非常用水にもなります。

- ・ **50 リットル以上**の市販品を設置してください。(中古品、自作品は対象外です。)

3. 浄化槽転用雨水貯留施設

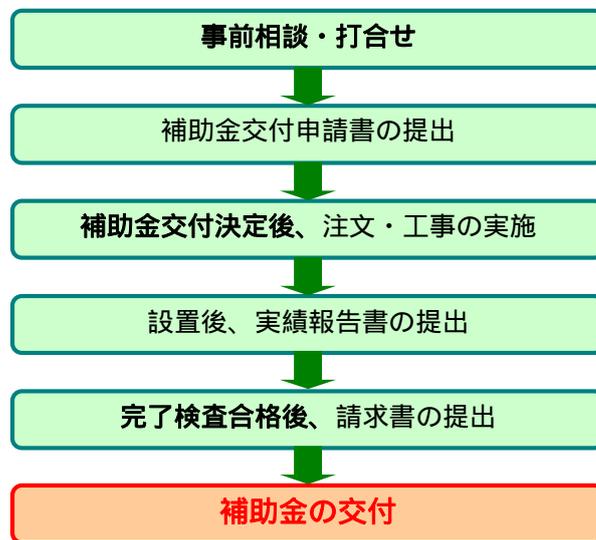
公共下水道への切替時に不用になった浄化槽を雨水貯留施設として利用してください。

補助金交付金額が年度内に予定額に達した場合は、申請受付を終了します。
既に設置または発注済みのものは対象外です。
補助対象者は法人及び個人事業者を除きます。

・ 補助金の額(経費から消費税を除いた額)

設置施設	補助額および限度額
雨水浸透ます	設置費のうち下記の額を補助 ・ 既存ます改修 (管経路を変更せず、既存通常ますを浸透ますに取替える工事) 限度額 80,000 円 / 基 ・ 新設等 (新規にますの取付工事が必要な場合で、浸透ますを選択する場合) 限度額 20,000 円 / 基 補助は最小限の適正基数、最大 4 基まで
雨どい取付型雨水貯留タンク	設置費のうち下記の額を補助 ・ 雨水浸透ますと同時に設置する場合 (既存ます改修) 限度額 30,000 円 / 1 申請 ・ 上記以外の場合 限度額 10,000 円 / 1 申請
浄化槽転用雨水貯留施設	設置費の 2/3 限度額 100,000 円 まで

申請の流れ



詳しくは下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

お問い合わせ先

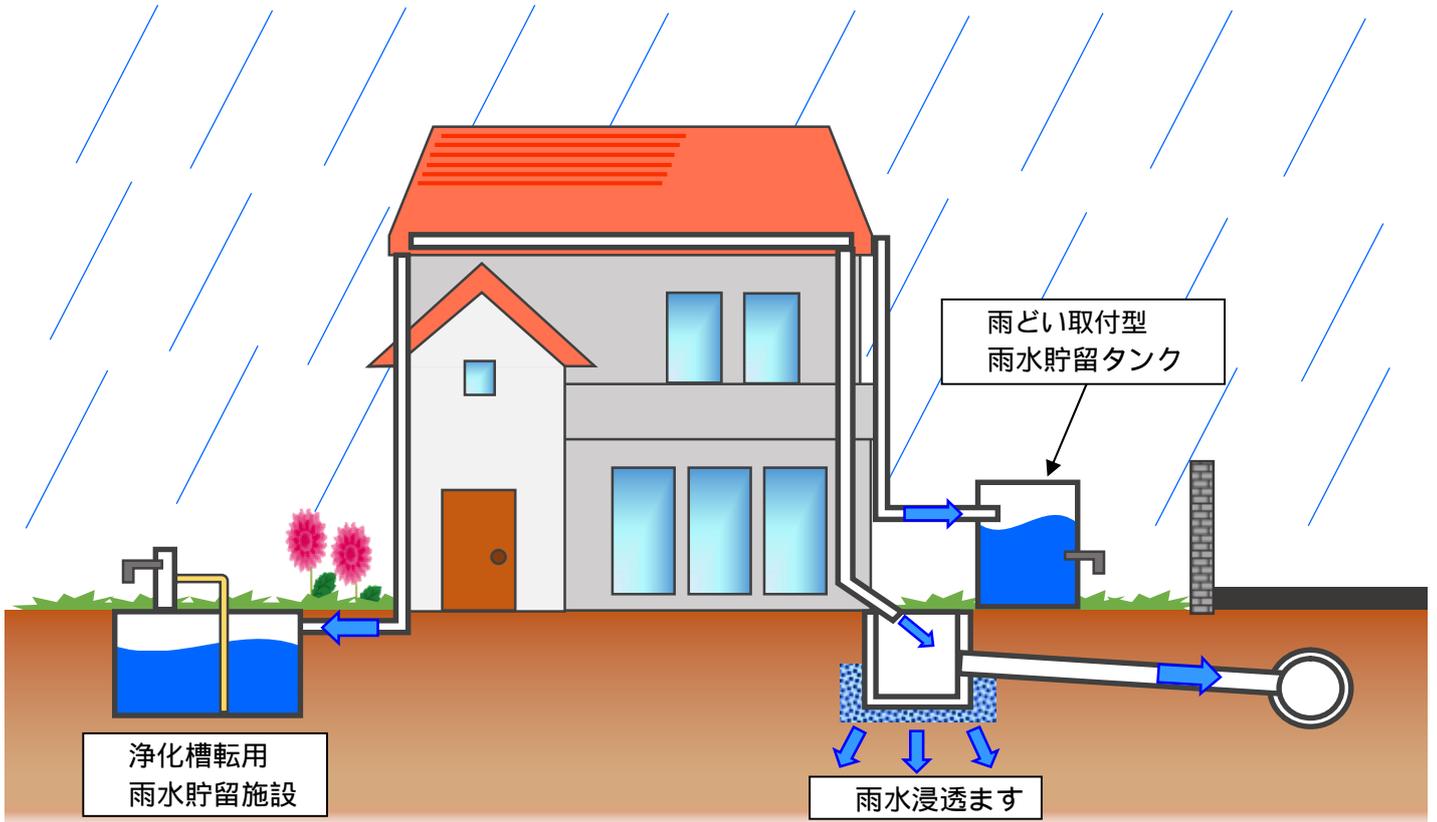
船橋市湊町 2 丁目 10 番 25 号

建設局下水道部下水道河川管理課
財産管理係

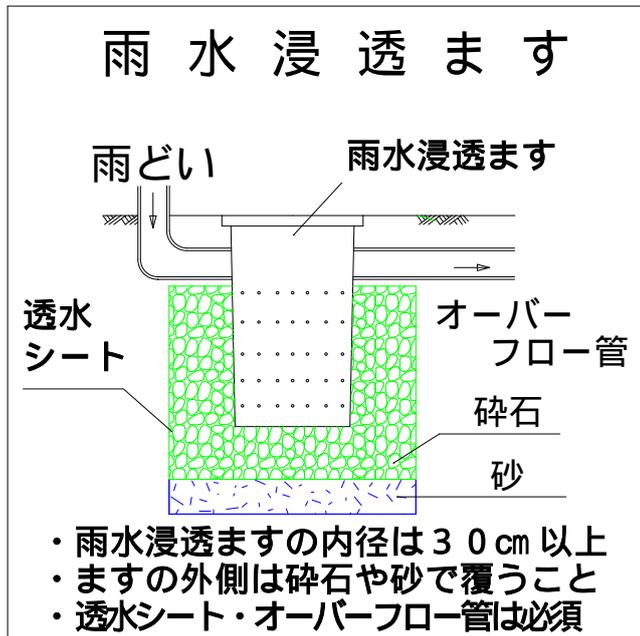
TEL: 047(436)2622

E-mail: gesuikakan@city.funabashi.lg.jp

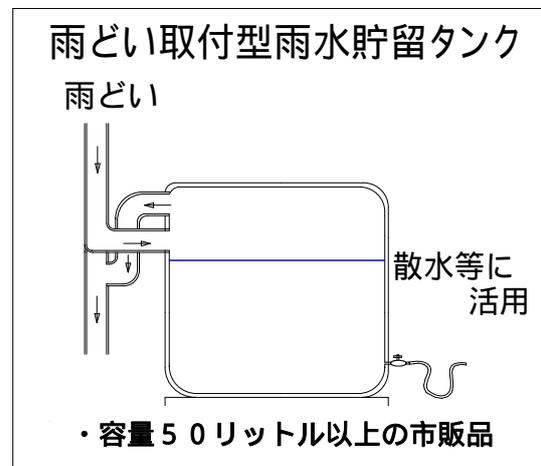
設置イメージ



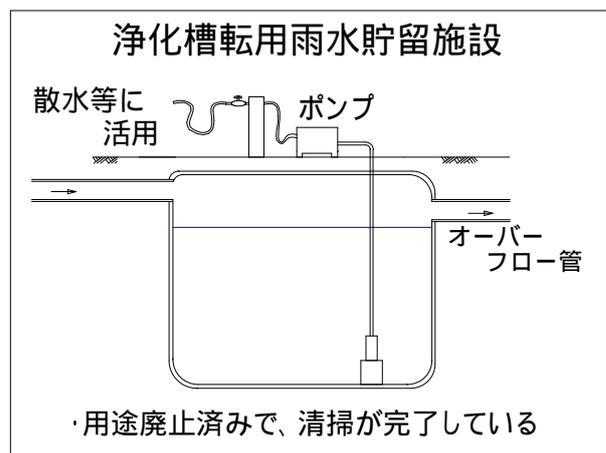
①



②



③



補助金交付申請書を提出する前に、補助金交付要綱をよくご確認のうえ、下水道河川管理課で事前に申請内容の相談を行ってください。

事前相談せずに申請されますと、申請内容に不備がある場合は再度の手続き後の交付決定となり、取付時期が遅れることがあります。また交付決定の前に補助金が予定額に達し補助が受けられなくなる可能性なども考えられます。